別表六（十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第２項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六(二十六)を別表六(二十七)とする。

別表六(二十五)の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十六)「6」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十七)「6」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控額の合計額 （別表六(二十六)「7」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超 （別表六(二十六)「9」の供用年度分）

除実施
過　額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六(二十七)「7」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(二十七)「9」の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第11号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第13号中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「9」の供用年度分）⑼」の各欄」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十七)「9」の供用年度分）⑼」の各欄」に改め、同号②ロ中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「9」の供用年度分）⑼」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十七)「9」の供用年度分）⑼」」に、「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「9」の供用年度分＋「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）⑼」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十七)「9」の供用年度分＋「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）⑼」」に改め、同表を別表六(二十六)とする。

別表六(二十四)及び別表六(二十四)付表を削る。

別表六(二十三)の表中

当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)

を

調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)

に、

法人税額超過構成 （別表六(二十四)「36の②」）

額

を

法人税額超過構成額 （別表六(二十五)「38の②」）

に改め、同表を別表六(二十四)とし、同表の次に次の１表を加える。